別紙5(第10関係)

通知書

|  |
| --- |
| 通知書住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区番号及び住居番号を付けましたので、同条第3項の規定により通知します。なお、新住所は住居表示実施日以降にご使用下さい。 |
| 　 | 住所又は居所及び施設の場所の表示 | 実施前 | 　 | 　 |
| 実施後 | 　 |
| 住居表示実施年月日 | 年　　　月　　　日　　　　 |
| 　　　　　　　　年　　　月　　　日粕屋町長　　　　　　　　　　印　　　 |